

各単組委員長、担当者 様

日本食品関連産業労働組合総連合会

事務局長 山本 健二

政策局長 栗田 博

フード連合／政策情報 No.2

第 185 回臨時国会で強行採決された重要法案関係！

◆政府・与党は「特定秘密保護に関する法律」強行採決する！

◆労働者保護ルールの規制緩和を強め改悪への動きを加速させる

〈改悪が懸念されている労働者保護ルールの内容〉

(1) 解雇規制の緩和

- ・ 整理解雇4要件の見直し
- ・ 「解雇の金銭解決制度」の導入
- ・ 勤務地や職種が限定されている労働者(ジョブ型正社員)の雇用ルール

(2) 労働時間規制の緩和

- ・ ホワイトカラー・イグゼンプションの導入
- ・ 裁量労働制の緩和

(3) 労働条件の不利益変更規制の緩和

- ・ 就業規則での不利益変更における合理性要件の見直し

(4) 労働者派遣法の見直しなど、労働力需給調整規制の緩和

- ・ 派遣期間制限の緩和
- ・ 有料職業紹介事業の見直し

(5) 国家戦略特区による労働契約法・労働基準法の適用除外

- ・ 特定エリアにおいて、一定の要件を満たす企業に対し、有期雇用における無期転換権の事前放棄、解雇規制の緩和、ホワイトカラー・イグゼンプションなどの労働規制の緩和を行う【第1弾では直接的な適用除外はなされなかったが、今後、第2弾以降の検討の際にふたたび議論される懸念あり】

◆第 185 回臨時国会が 12 月 8 日に閉会しましたが、特定秘密保護法案の審議で見られたように、強引な審議の打ち切りや強行採決で成立させた法案もありました。連合は、こうした議会制民主主義の根幹を揺るがす国会運営を容認することはできないとの談話を出しています。

フード連合政策情報No.2 で今般成立した関係する重要法案および与党による平成 26 年度税制改正大綱に対する連合事務局長談話を紹介します。

【連合事務局長談話】

- ①「特定秘密の保護に関する法律」
- ②「国家戦略特別区域法案の成立」
- ③「平成 26 年度税制改正大綱」

2013 年 12 月 7 日

「特定秘密の保護に関する法律」成立に関する談話

日本労働組合総連合会
事務局長 神津 里季生

1. 政府・与党は、「特定秘密の保護に関する法律」を、衆議院に引き続き参議院の特別委員会において、12 月 5 日に強行採決し、12 月 6 日に開催した参議院本会議において、賛成多数で成立させた。反対あるいは慎重審議を求める多くの国民の声を無視した「強行採決」による法案の成立は、民主主義を踏みにじる暴挙であり、連合は強く抗議する。
2. 政府・与党は、外交・防衛分野等における秘密保護の必要性のみでこの暴挙を押し通したが、法律の内容は基本的人権や国民に保障されている自由が侵害されるおそれをはらむものであり、国民が抱く懸念を払拭するよう、十分な審議を尽くすことが不可欠であった。国民の「知る権利」を制限することなどから多くの有識者、報道機関などからも法案に反対する意見が示されていた。
3. 本法律は曖昧な条文も多いため、今後「秘密指定の恣意的な拡大」につながりかねない。また、特定秘密に指定された歴史的な情報が秘密裏に破棄される危険性をはらみ、公益通報者保護制度における労働者の保護策などもはかられていない。さらに、特定秘密に関係する民間企業で働く労働者への影響についても不明確であるばかりか、労働組合の結社の自由など労働組合が行う活動に対する影響もまったく不明のままである。
4. 連合は、国会の会期にかかわらず十分に議論を尽くすとともに、本法律の問題点の削除・修正を求めてきた。また、緊急院内集会の開催や 12.5 緊急総決起集会における緊急アピールの採択、国会審議への傍聴行動に加え、民主党・議員への要請行動を展開してきた。政府・与党が会期内の成立のために強行採決に及んだことは極めて大きな問題であり、民主的な議会運営による慎重かつ徹底した法律の再検討を改めて訴える。さらに、今後の政省令の策定では、広範な分野から選出した委員による十分な議論を通じ、国民の懸念を払しょくすることが不可欠である。

それらの点を含め、連合は今回の政府・与党がいかに重大な問題をはらんでいるものであるかをさらに浮き彫りにしつつ、取り組みを強化していく。

以上

2013年12月7日

国家戦略特別区域法案の成立に関する談話

日本労働組合総連合会
事務局長 神津 里季生

1. 国家戦略特別区域法案が12月7日、参議院本会議で可決、成立した。雇用については、特区内において個別労働関係紛争の未然防止のための援助を行うことが決まった。この点については、同法が、「産業の国際競争力の強化と国際的な経済活動拠点の形成に寄与するもの」としていることとの関係から疑念をさしはさまざるを得ない。特区の具体的な制度設計にあたっては、労働者保護やくらしの安全・安心が脅かされることがないように十分配慮すべきである。
2. 雇用分野においては、国が、個別労働関係紛争の未然防止等のため、判例を分析・分類して作成する「雇用指針」を踏まえて、事業主に対し情報の提供、相談、助言その他の援助を行うこととなっている。その際は、都道府県労働局との二重行政になってはならないことはもとより、労働局との食い違いが生じない運用を行うことや、相談・助言等が、企業が企図する解雇に対して準司法機関的に実質的な可否判断を示すものとならないように運営することを強く求める。
3. また、一定の要件を満たした労働者に対し無期転換申込権発生までの期間（現行「5年超」）を見直すなどの「有期雇用の特例」を検討し、来年の通常国会に法案を提出するよう政府に求める規定が盛り込まれた。これは特区ではなく全国制度としての検討を求めるものであり、こうした規定を特区法に盛り込むこと自体、法の趣旨に照らして全く理解できない。本年4月に施行されたばかりの無期転換の仕組みによる雇用の安定を後退させてはならず、連合は労働政策審議会でそのことを強く主張していく。
4. なお、医療分野においては、医療計画における病床規制の例外として、国内で十分に普及していない、世界最高水準の高度の医療を提供する者が、必要な病床や病院の開設の許可の申請等があった場合は、都道府県は基準病床を許可できるとしている。しかし、日本の病床数は過剰となっており、病床数の増加は医療費の高騰を招くこととなり問題である。この制度が安易に運用されないよう、取り組みを進めていく。
5. 政府の諸会議は、解雇規制や労働時間規制、限定正社員の雇用ルールのあり方等に関する論議を継続しており、労働者保護ルール改悪への動きを一向に止めていない。連合は、今後も、構成組織・地方連合会と一体となって、労働者保護ルール改悪の阻止に向けた社会的運動を全力で展開し、「働くことを軸とする安心社会」の実現を目指した取り組みをこれまで以上に強力に進めていく。

以上

2013年12月13日

与党「平成26年度税制改正大綱」に関する談話

日本労働組合総連合会
事務局長 神津 里季生

1. 自民・公明両党は12日、「平成26年度税制改正大綱」（以下、与党大綱）を取りまとめた。税制改正の内容は、復興特別法人税の前倒し廃止をはじめとする企業減税を中心とするものであり、また、昨年8月に成立した社会保障・税一体改革関連法において税制抜本改革の課題として提起された個人所得課税、自動車税制、地方税制の見直しは、いずれも踏み込み不足、不十分である。個人の負担を増やす一方で問題の本質を先送りする与党大綱は、国民の暮らしの底上げをはかる観点が欠如しており、評価できない。
2. 復興特別法人税の前倒し廃止については、国民の絆により国をあげて被災地の復興・再生に取り組むという復興特別税の趣旨に反するものであり、撤回を求める。また、消費税率引上げへの対応として、軽減税率制度を「税率10%時に導入する」ことが明記された。軽減税率制度は、低所得者ほど負担が増す消費税の逆進性の抜本的な解消につながらないばかりか、対象品目の線引きの難しさや大幅な税収減を伴うことなど問題が多い。逆進性緩和策としては、単一税率のもとで給付付き税額控除を導入すべきである。
3. 自動車税制については、2014年4月から自動車取得税を軽減し、消費税率10%への引上げ時には廃止する一方で、2015年度以降、軽自動車税の増税や自動車税において新たな制度の導入を行うとしている。これらは、負担軽減として不十分かつ簡素化にも反するものである。また、地方税制における法人住民税の一部を国税化した上で地方に再配分する措置については、地方分権にも逆行する弥縫策に過ぎない。さらに、個人所得課税では、給与所得控除の縮小に伴う高収入の給与所得者に対する増税が明記されたが、税率構造や人的控除の見直しなど所得再分配機能の強化に向けた抜本改革を行うべきである。
4. 連合は、真に暮らしと雇用の安定・向上につながる政策の実行を求め、政府・政党への要請行動を展開している。引き続き、「STOP THE 格差社会！ 暮らしの底上げ実現」を合言葉に、税と社会保障を通じた所得再分配機能の強化をはじめ「公平・連帯・納得」の税制改革の実現を求め、政府・政党に対する働きかけを強めていく。
以上

◇今後、消費税引き上げに伴う「消費税転嫁対策特別措置法」の周知と対応や与党による26年度税制大綱で示された食品等の軽減税率の導入、更に来年1月にはTPP交渉が大筋合意に向けて最終局面を迎えています。このような動きに対して情報の収集に努めるとともに、フード連合の産業政策を基本に課題に対する考え方や対応を整理し、連合を通して民主党、政府・関係行政に要請等行っていきます。

以上